

休泊川等における 特定都市河川の指定について

令和 6 年11月28日

群馬県 県土整備部 河川課

目 次

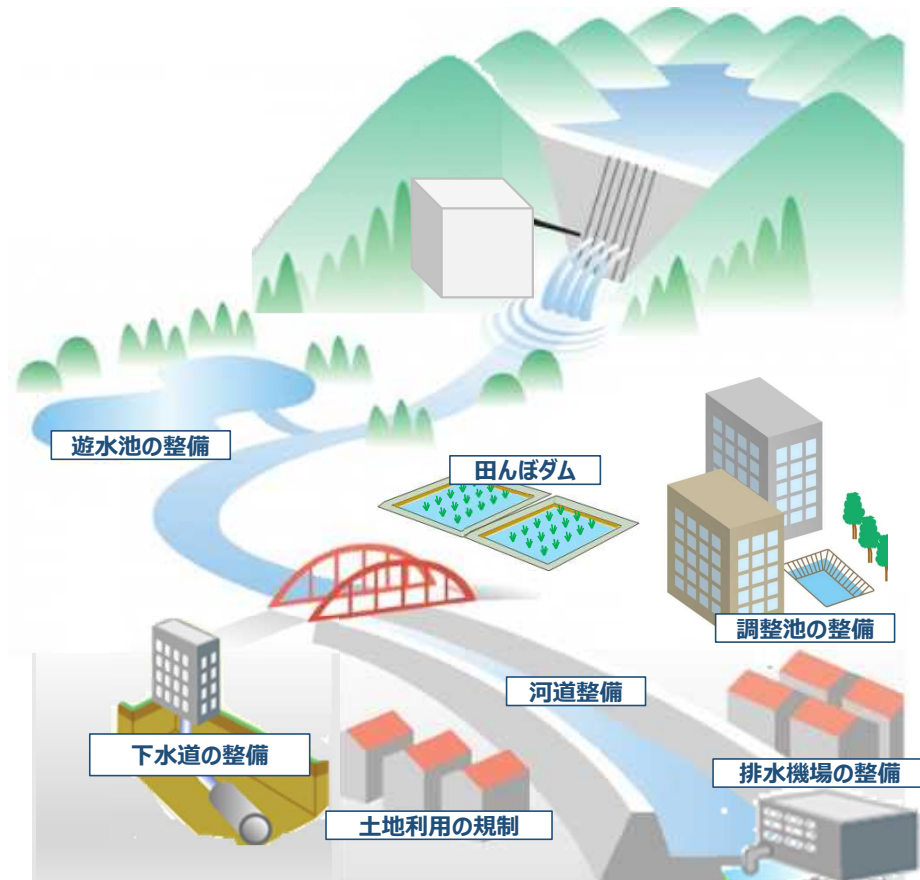
- 1． 特定都市河川浸水被害対策法について
- 2． 休泊川流域における特定都市河川指定の必要性
- 3． 休泊川流域水害対策計画の内容
- 4． 今後のスケジュール

1. 特定都市河川浸水被害対策法について

流域治水とは…

流域内のあらゆる関係者が協働して行う水害対策

実施主体	対策例
河川管理者	・河道整備 ・排水機場の整備 ・遊水池の整備
市町	・下水道の整備 ・土地利用の規制
住民・民間 企業など	・調整池の整備 ・「田んぼダム」の整備



1. 特定都市河川浸水被害対策法について

法律の概要

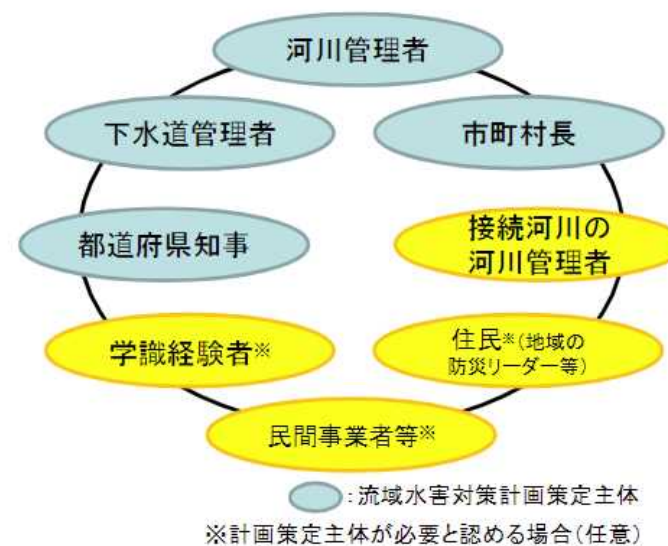
- 平成11、15年の福岡水害、平成12年の東海水害など、都市部の河川流域における浸水被害の頻発を受け、平成15年に制定された法律。
- 法律制定当時は、3大都市圏などの市街化が進んだ地域を対象にしていたため、法改正前（令和3年2月時点）は**8水系**が指定。
- **平成30年7月西日本豪雨**や**令和元年東日本台風**をはじめ、**気候変動の影響**により、本支川合流部や狭窄部などにおいて、**従来想定していなかった規模での水災害の頻発化を踏まえ、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、あらゆる関係者が協働して行う流域治水を加速化するため、対象を全国に拡大。**
- **特定都市河川に指定することにより、河川整備の促進が可能。**（重点配分が受けられる）
- **指定と同時に、開発等による流出雨水量の増加を抑制する対策が必要になる。**
- 併せて、流域では、流域の関係者が一堂に会する流域水害対策協議会を組織し、**流域水害対策計画**を策定、計画に基づく対策を実施していく必要がある。
- こうした取組の推進により、浸水リスクの軽減が図られ、**住民・企業にとって、水害リスクの低い地域として魅力向上が期待できる。**

流域治水の計画・体制の強化



※流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援
（令和5年度から5か年の時限措置）

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



出典：流域治水施策集（R4.12）

1. 特定都市河川浸水被害対策法について

指定要件と指定状況

○ 令和6年11月現在、**27水系347河川**が指定されている。

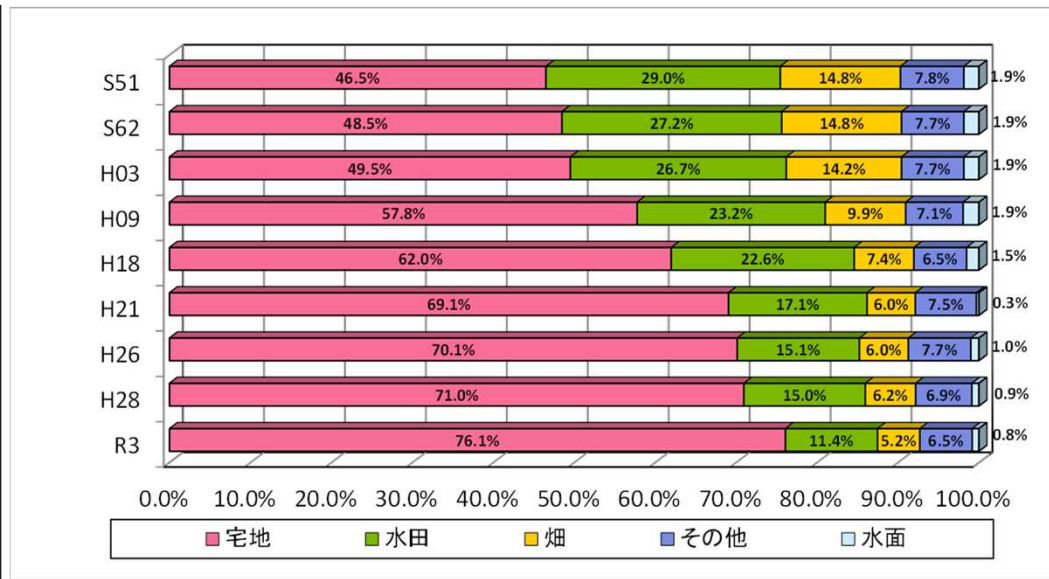
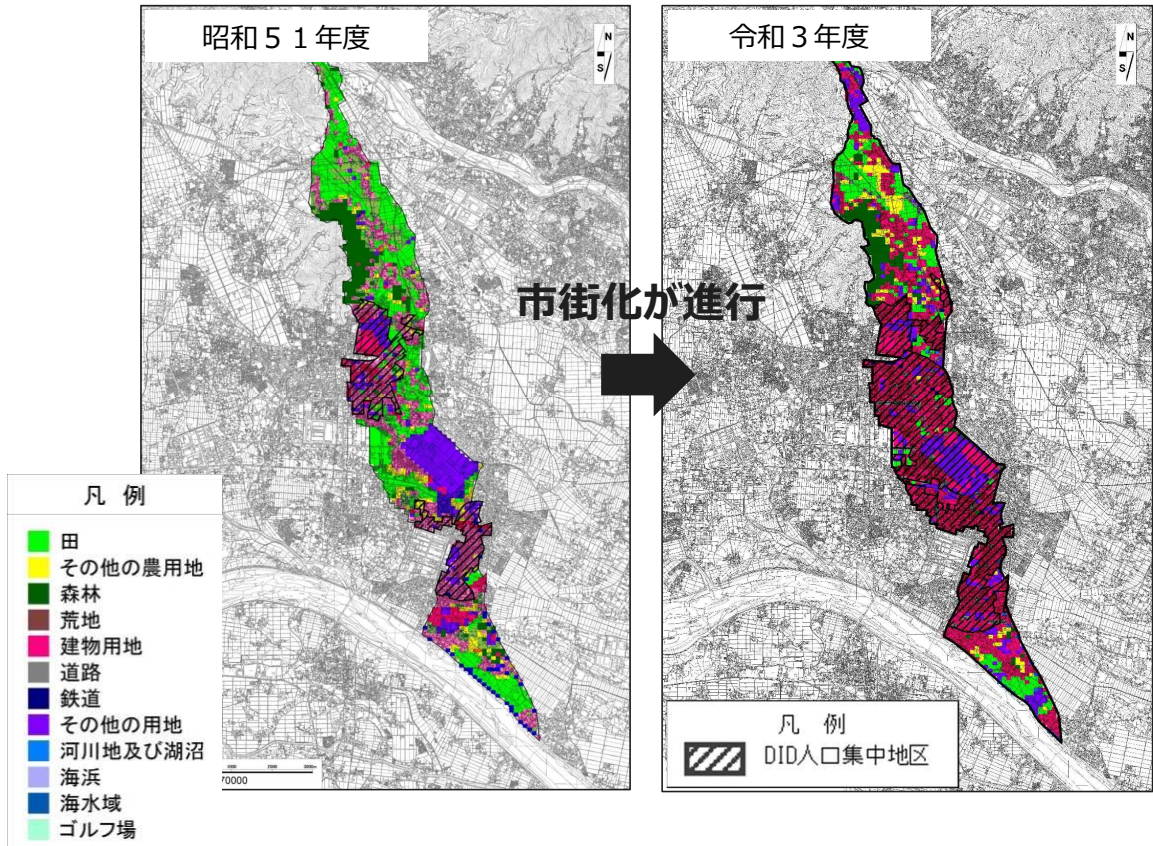
指定要件		法改正前	法改正後（令和3年5月以降）	休泊川流域
1	都市部を流れる河川	流域内の市街化されている土地の割合が概ね5割以上	① 市街化区域 ② 家屋が連坦した地域の中心部 ③ 役場等の重要施設が立地する区域 ④ その他人口・資産が集積した区域 のいずれかの区域を流れる河川	○ (全てに該当)
2	著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ	過去の実績又は想定される年平均被害額が 10億円 以上	水防法第14条に基づく 洪水浸水想定区域 の指定済み又は指定予定河川	○
3	河道又は洪水調節ダムの整備による 浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が②接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の③自然的条件の特殊性 により困難	市街化の進展による影響を考慮した場合、河道又は洪水調節ダムといった従来の整備手法のみによる浸水被害の防止が費用対効果、技術的可能性、社会的影響等を勘案して困難	従来の整備手法のみによる浸水被害の防止が費用対効果、技術的可能性、社会的影響等を勘案して困難な 以下のいずれかに該当する河川 ① 流域内の 可住地において 市街化率が概ね5割以上であり市街化が著しく進展している河川 ② 接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限が想定される河川 ③ 地形（狭窄部、天井川）や地質、貴重な自然環境や景勝地の保護等のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川	○ (①、②に該当)

※朱書きが令和3年5月の法改正で追加された

1. 特定都市河川浸水被害対策法について

休泊川流域の市街化の進展：指定要件3

- 休泊川流域では、「国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ」を用いて流域内の土地利用の変化を整理すると、令和3年度時点の**流域内の可住地において市街化されている土地の割合は約80%**と5割を超える。
- 特に太田市中心部や（株）SUBARU本工場、大泉工場周辺で市街化が進んでいる。上流や利根川沿いには、一部、田畑が残っている。



市街化率（流域全体）

1. 特定都市河川浸水被害対策法について

雨水浸透阻害行為の許可の概要

- 特定都市河川・特定都市河川流域に指定されると同時に、**雨水浸透阻害行為の許可**が適用される。
- 河川管理者等が行う**浸水被害防止対策の効果**を損なわないようにするため、**開発等による流出雨水量の増加を抑制**する対策が必要となる。
- **1,000m³以上の雨水の浸透を阻害する行為は、知事の許可が必要**になり、**雨水貯留浸透施設の設置等の対策工事が義務づけられる**

許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例

1. 「宅地等」^{注)} に行うための土地の形質の変更



2. 土地の舗装



3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



4. ローター等により土地を締め固める行為



注)

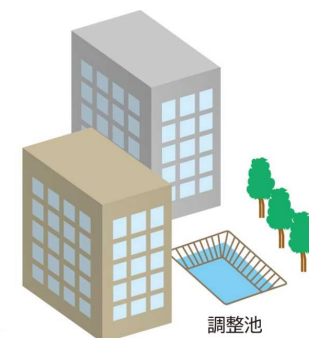
「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等」以外の土地：山地、林地、耕地、原野

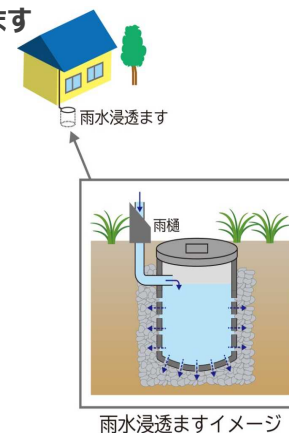
(国土交通省ホームページより引用)

雨水貯留浸透施設の例

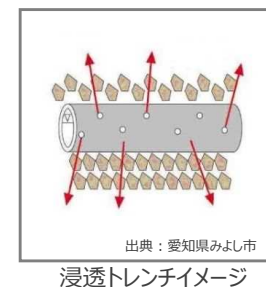
例1：調整池



例2：浸透ます



例3：浸透トレンチ



2. 休泊川流域における特定都市河川指定の必要性

河川の管理区分

- 休泊川は、群馬県が管理する一級河川。
- 上流は、太田市が管理する普通河川（休泊川堀、大谷幹線）。
- 休泊川と利根川の合流部には国の管理する利根制水門、新谷田川放水路と利根川の合流部に休泊川排水樋門と休泊川排水機場（ポンプ場）が設置されている。



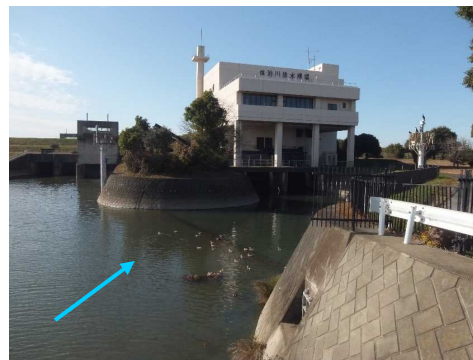
①富士堰（群馬県）



②統合堰（群馬県）



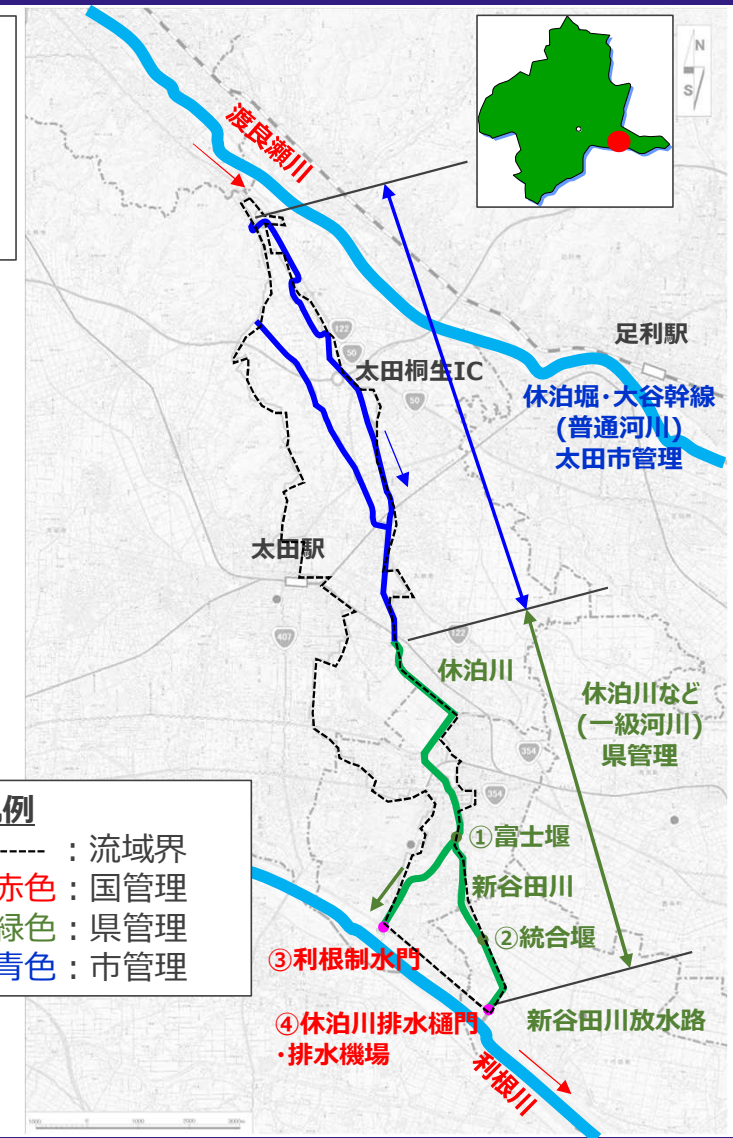
③利根制水門（国土交通省）



④休泊川排水樋門・排水機場（国土交通省）

凡例

- : 流域界
- 赤色 : 国管理
- 緑色 : 県管理
- 青色 : 市管理



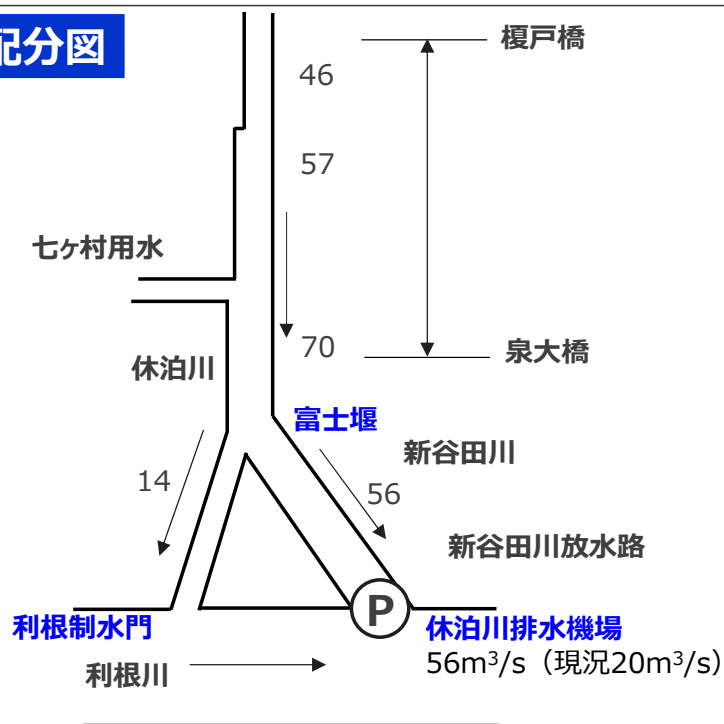
2. 休泊川流域における特定都市河川指定の必要性

休泊川流域の治水対策の経緯

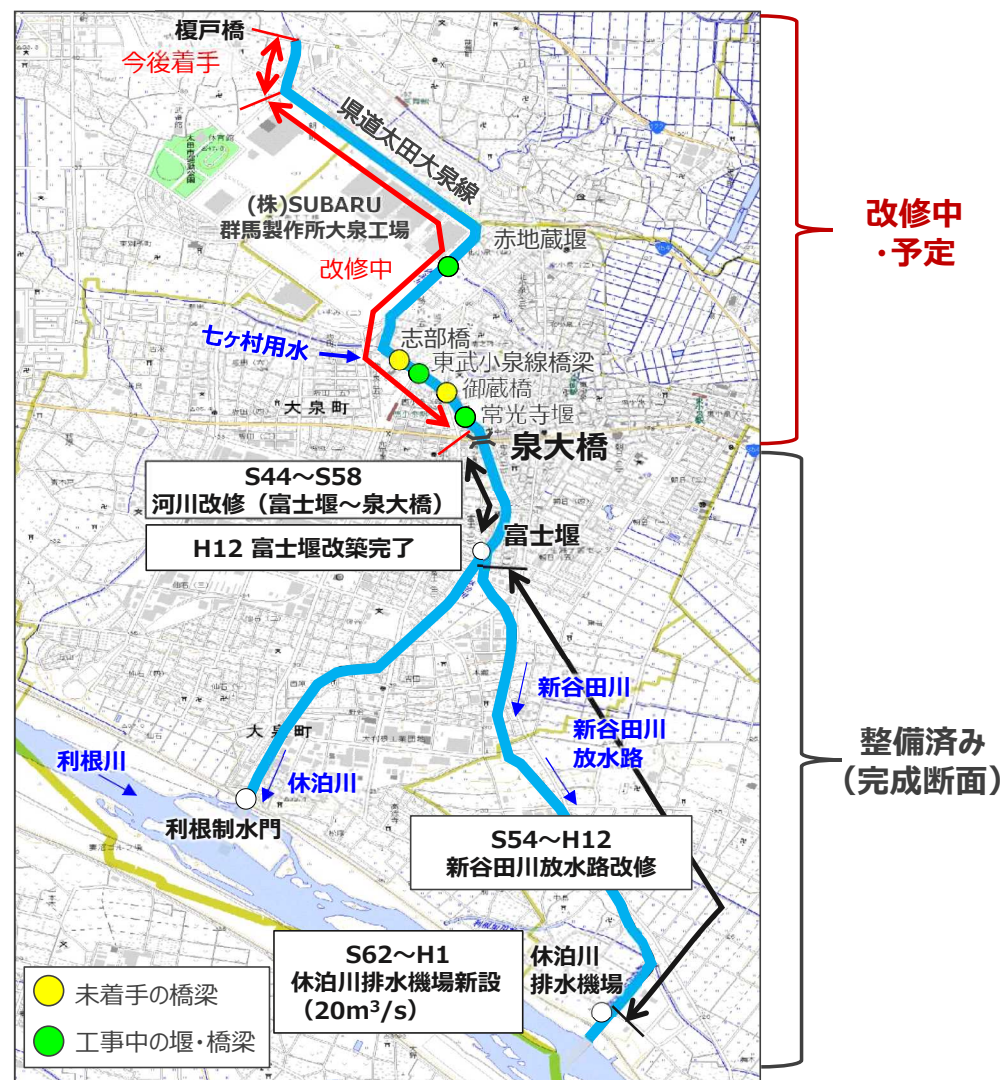
- 休泊川沿川の都市化が進み、河道拡幅が困難だったことから、昭和40年代に富士堰により新谷田川、新谷田川放水路に分流し、休泊川排水機場から利根川に排水する計画を作り、順次、対策が進められてきた。
- 泉大橋より下流の河道は、計画断面で整備が完了。
- 休泊川排水機場は暫定の $20\text{m}^3/\text{s}$ で整備。（将来計画は $56\text{m}^3/\text{s}$ ）
- 泉大橋上流は、堰や橋梁の改築を含めた河川整備を順次進めている。

休泊川の流量配分図

※単位： m^3/s



邑楽・館林圏域河川整備計画（休泊川の計画）に加筆

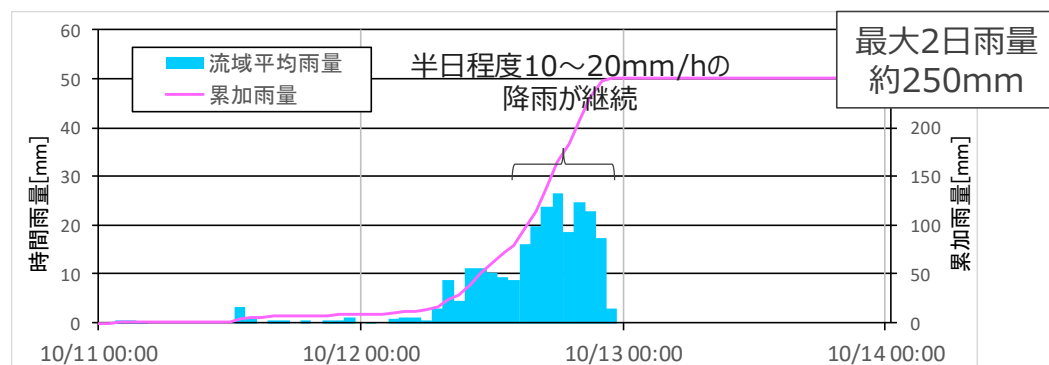


2. 休泊川流域における特定都市河川指定の必要性

令和元年東日本台風による浸水被害

- 令和元年東日本台風は、休泊川流域では2日間で約250mmという、計画規模※（2日雨量約227mm）を超える雨が降った。
- 利根川の水位も非常に高く、逆流防止のため利根制水門を閉めたことにより、休泊川沿いで内水被害が発生。
- 利根制水門が閉まったのは初めてのこと。
- 新谷田川放水路には休泊川排水機場の能力を上回る流量が流れ込み、排水機場付近で浸水した。

※ 30年に1回程度の降雨



流域平均時間雨量

【被害状況】

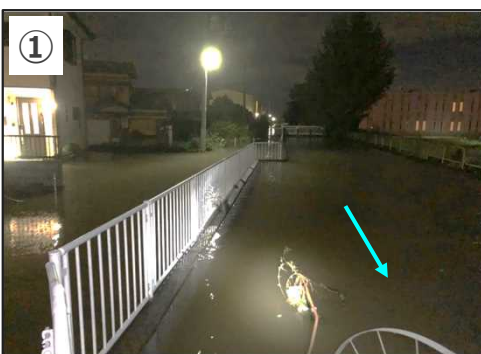
浸水面積： 68ha
浸水戸数： 80戸
(床上16戸 床下64戸)



(出典：利根川上流河川事務所)



浸水実績図（令和元年東日本台風）



休泊川沿川の浸水状況



新谷田川放水路沿川の浸水状況

2. 休泊川流域における特定都市河川指定の必要性

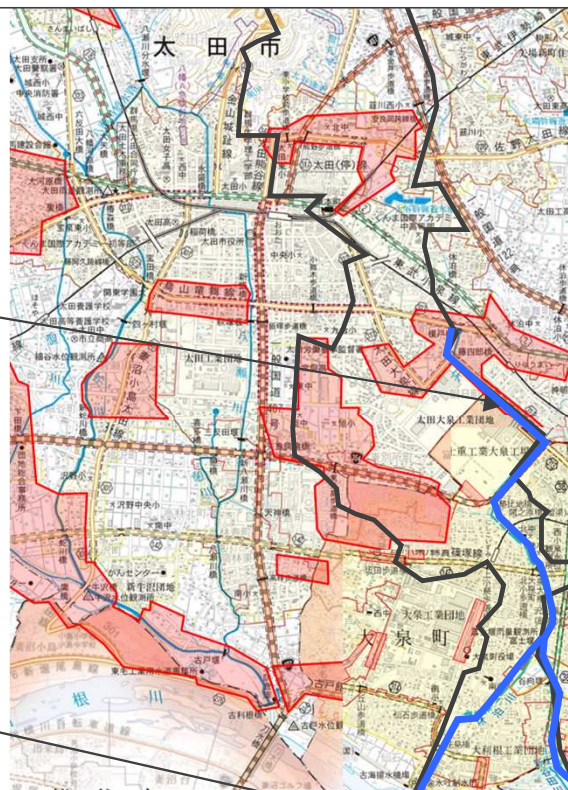
平成29年台風第21号による浸水被害

- 平成29年台風第21号は、休泊川流域では2日間で約243mmという、計画規模を超える雨が降った。
- 休泊川の上流においても、道路冠水等の内水による浸水被害が広く発生した。

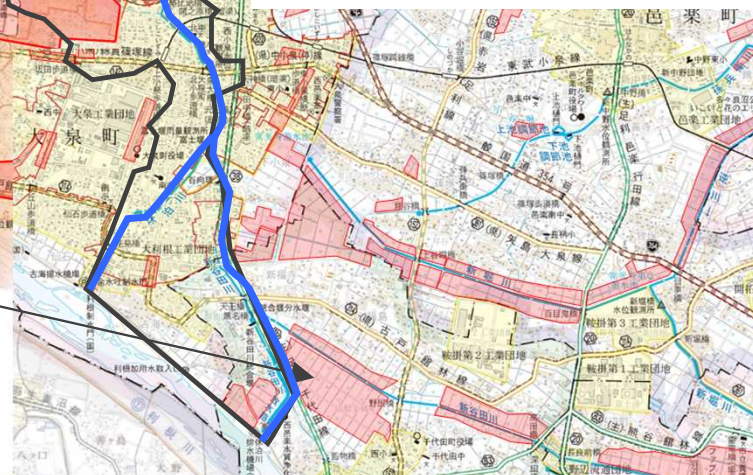
平成29年台風第21号 浸水状況図



水浸しになった水田＝23日午前9時半ごろ、千代田町舞木 【上毛新聞H29.10.24】



※ 休泊川と利根川の合流部は水門のみで排水機場が無いため、自然合流の石田川に比べ浸水リスクが高い

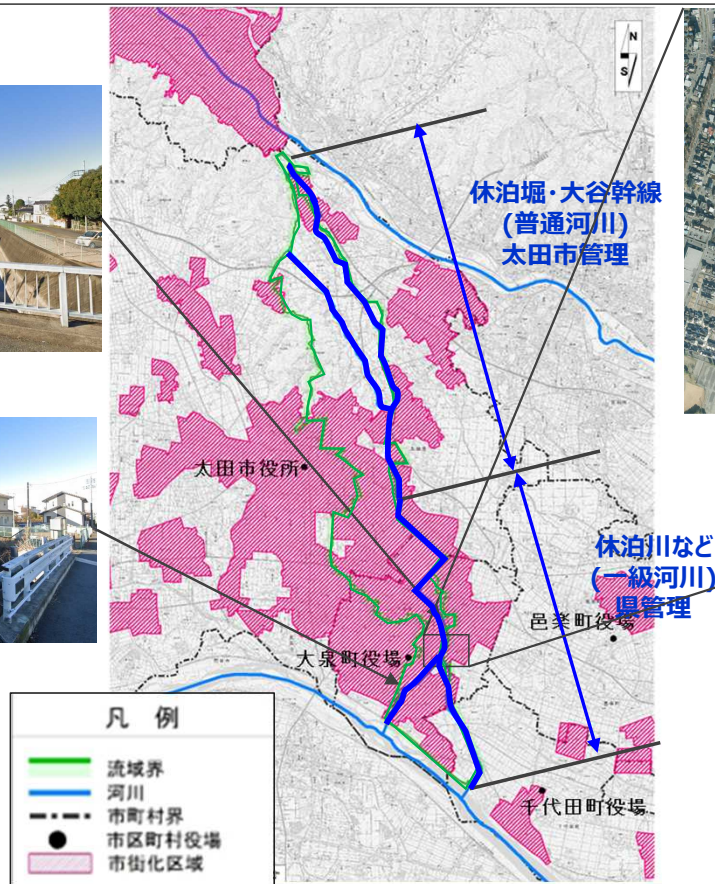


【出典：平成29年洪水記録 平成30年2月に加筆】

2. 休泊川流域における特定都市河川指定の必要性

休泊川流域の市街化の状況

- 休泊川等は太田市や大泉町の中心部の近くを流下し、**流域の約57%が市街化区域**となっている。
- 休泊川は市街化区域を流れ、沿川に建物が多く、更なる河道拡幅には買収や移転等が伴うため、地域への影響が大きく困難。
- **調節池や調整池などの貯留施設の整備**に関しては、一級河川区間は市街化済のため、用地確保が難しく、上流の市街化調整区域は用地確保の余地あるが、普通河川のため、整備をする場合は市が主体となることが基本。



2. 休泊川流域における特定都市河川指定の必要性

流域の特徴

- 休泊川、新谷田川は**複数の市町をまたがって**流れている。
- 休泊川、新谷田川、新谷田川放水路は県管理、接続する利根川は国管理で、**複数の河川管理者**となっている。
- **流域の下流部は市街化**が進んでいる一方、**上流部には農地**が残っている。

課題

- 河川改修等により一定の効果が発現し、浸水軽減が図られているものの、**近年の台風の降雨により、整備済区間でも浸水被害が発生**している。
- 令和元年東日本台風のように、利根川水位が高い場合、合流部の**排水門の閉鎖等による内水氾濫の発生**が懸念される。
- 今後も**市街化が進展し、保水機能の低下**が懸念されるため、流出抑制対策を検討する必要がある。
- **気候変動の影響による降雨の増大**も想定されることから、調整池の整備や雨水排水能力の向上等も必要である。



あらゆる関係者が協働して、流域全体で被害軽減対策に取り組む必要がある

3. 休泊川流域水害対策計画の内容

- 令和5年12月15日に休泊川などを特定都市河川及び特定都市河川流域に指定。
- 休泊川流域水害対策協議会を設置、第1回を令和6年2月6日に、第2回を11月22日に開催。

流域水害対策協議会

- ＜構成員＞ 国土交通省、太田市、千代田町、大泉町
群馬県（県土整備部、環境森林部、農政部）
- ＜オブザーバー＞ 館林市、明和町、邑楽町
- ＜アドバイザー＞ 群馬大学大学院理工学府 教授 清水 義彦

役割・目的

■「流域水害対策計画」の策定

- 河川管理者が実施する河川整備事業
- 市町が実施する流出抑制対策や土地利用の基本方針
- 住民・民間企業等が実施する浸水被害対策

関係者の意見

大泉町長

- ・休泊川排水機場のポンプ増設等、下流の対策も検討してほしい。
- ・住民に安心感を与えられるよう、できるだけ早いピッチで計画を進めてほしい。

千代田町長

- ・雨水浸透阻害行為の対策工事（調整池等の設置）への支援制度を検討してほしい。

開発業者

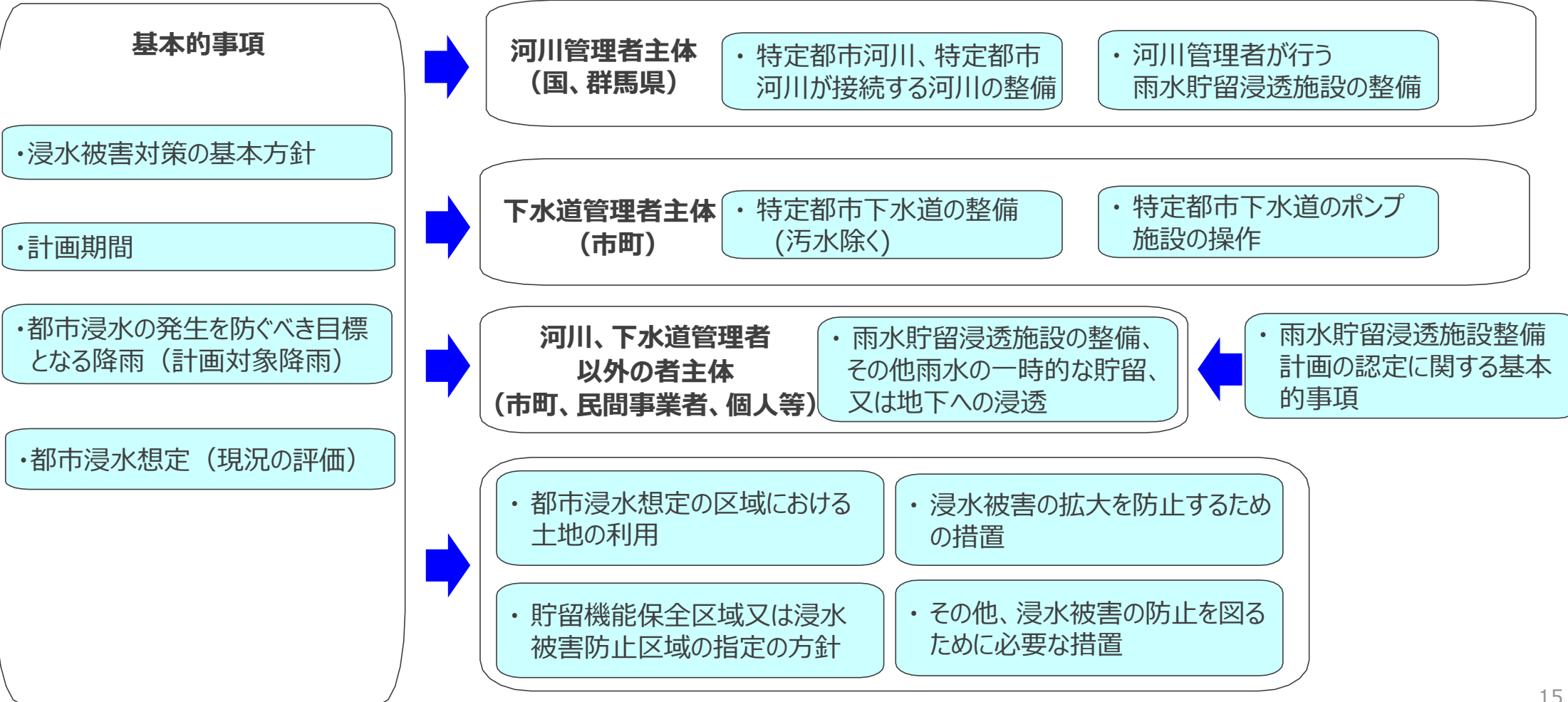
- ・雨水浸透阻害行為の許可申請に係る負担軽減を検討してほしい。



第1回 休泊川流域水害対策協議会
（令和6年2月6日）

3. 休泊川流域水害対策計画の内容

○特定都市河川浸水被害対策法第4条に基づき、次の事項を定める。



3. 休泊川流域水害対策計画の内容

計画期間

- 関連する既存計画（河川、下水道、まちづくり）の計画期間を考慮したうえで、**概ね20年**と設定。

計画対象降雨と目標

- 都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨を**令和元年東日本台風(台風第19号)降雨**とする。

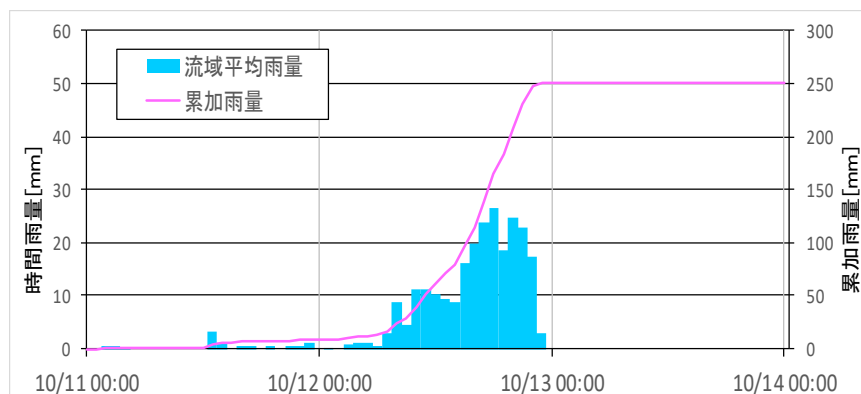


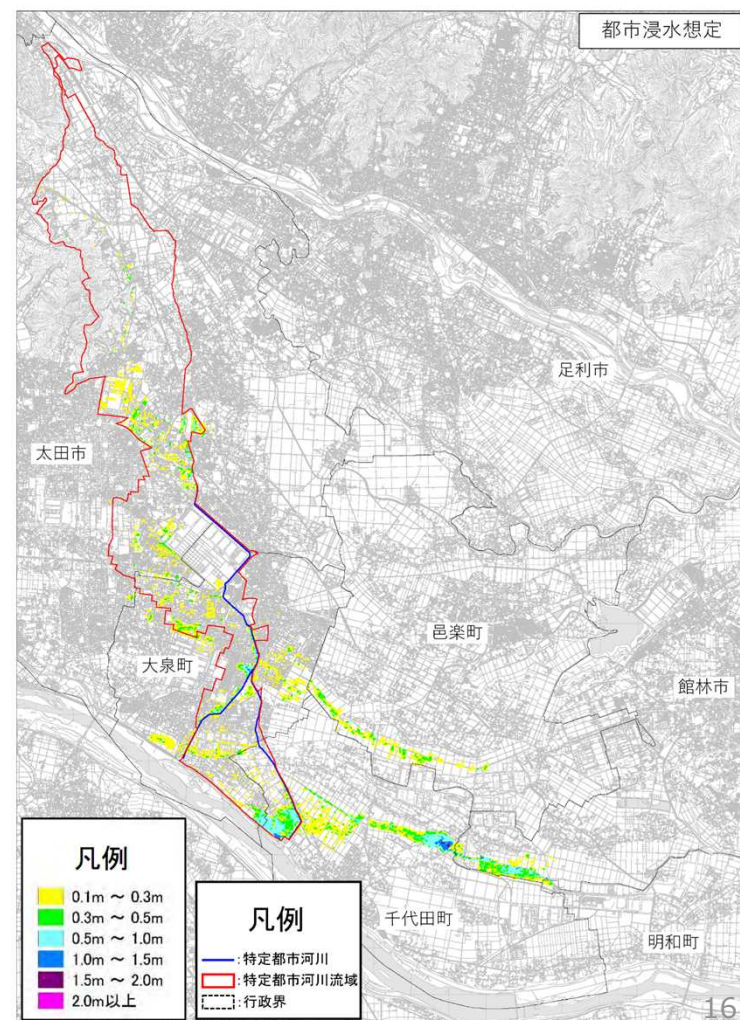
図 令和元年東日本台風時の降雨状況

浸水被害対策の目標

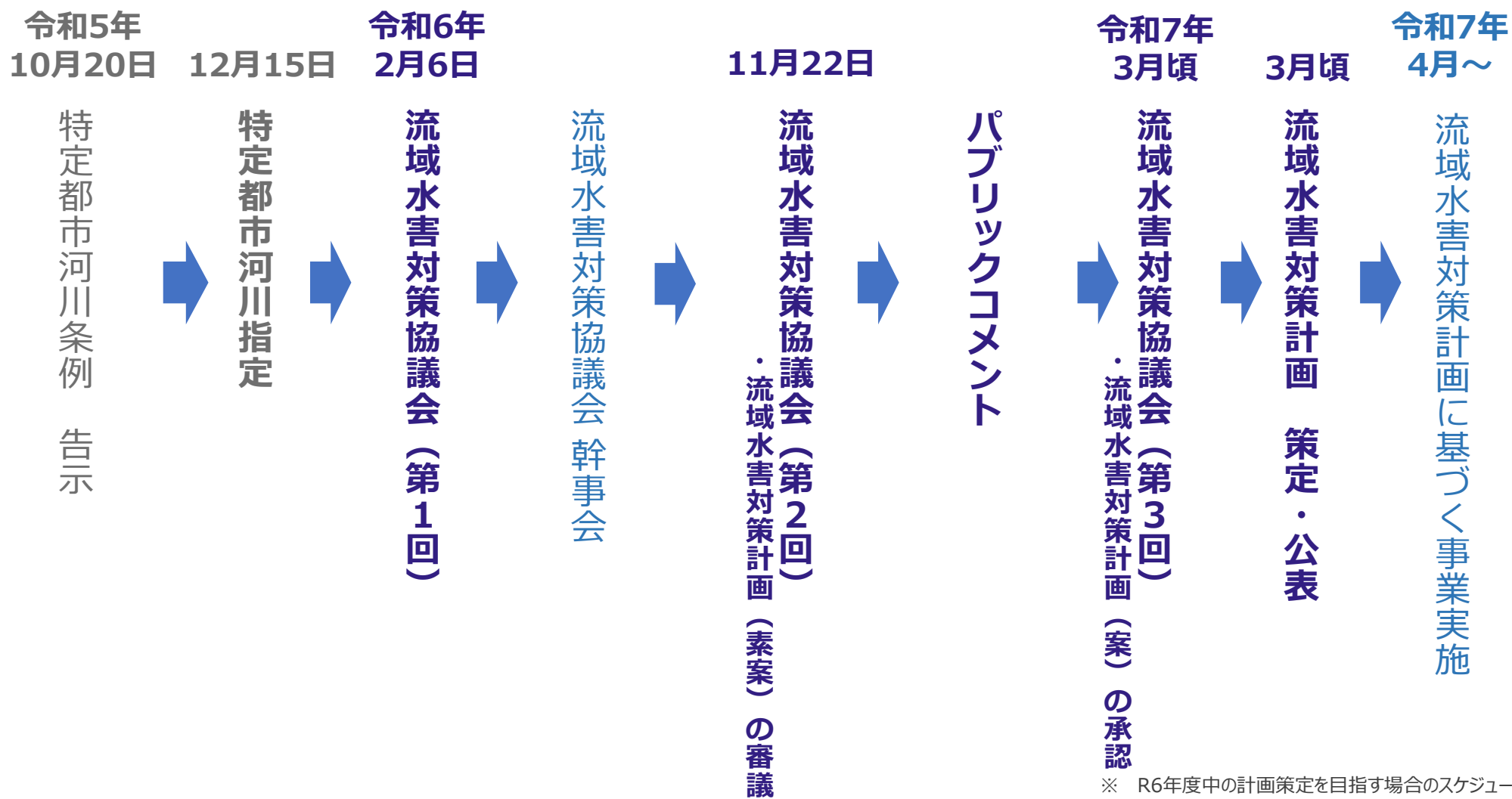
- 特定都市河川流域全体での対策により、**床上浸水を防止する。**

都市浸水想定（現況の評価）

- 計画対象降雨が生じた場合に、**洪水（外水浸水）**または**雨水出水（内水浸水）**による浸水が想定される区域及び浸水深を整理。



4. 今後のスケジュール



※ R6年度中の計画策定を目指す場合のスケジュールのため、検討状況に応じ、変更の可能性あり。

17